

山口県知事
二井関成 様

2008年1月28日

日本共産党山口県委員会

委員長 山本 丈夫

日本共産党山口県議会議員団

団 長 水野 純次

岩国基地「滑走路沖合移設」埋立て事業の変更申請手続きに関する要請書

防衛省中国四国防衛局は今年8月、米海兵隊岩国基地の「滑走路沖合移設」事業にともなう公有水面埋め立て事業の一部変更を山口県に申請した。

先に日本共産党県委員会が行った防衛省との交渉で、一部変更の詳細な中身について担当官は、米空母艦載機59機の岩国基地への移転に必要な「岩国基地の機能配置計画」（マスタープラン）のうち、詳細が固まったものを盛り込んだとし、①滑走路に平行する誘導路の建設、②護岸の撤去時期の変更、③「特に住宅の多い地域で騒音レベルが低下し、現況より騒音障害が緩和される」としていた騒音予測を「ごく一部の区域では現状より増加するものの、ほとんどの区域では現状より軽減される」に修正、することなどが含まれていることを明らかにした。

空母艦載機部隊の岩国移転に必要な施設整備のために、公有水面埋め立て事業の一部を変更することは、「騒音被害の軽減、安全性の向上」のためとされた「沖合移設事業」の目的をも変質させる重大な変更であり、「これ以上の基地機能の拡大、強化は容認できない」とした県議会決議にも反するもので、到底容認することはできない。

さらに山口県が、一部変更の可否について、住民への縦覧や利害関係人の意見書提出、地元首長の意見照会もせず、「内部協議」で結論を出そうとしているのは、住民自治、団体自治という憲法で定められた地方自治のルールを逸脱した暴挙である。

よって、日本共産党山口県委員会は、二井知事に対し、下記事項について要請する。

記

- 1、空母艦載機部隊の岩国移転に必要な施設整備のための公有水面埋め立て事業の一部変更は、「騒音被害の軽減、安全性の向上」のためとされた「沖合移設事業」の目的をも変質させる重大な変更であり、環境影響評価をやりなおすよう国に求めること。
- 2、騒音予測の変更という「住民の生活環境」に関わる重大問題であり、住民への縦覧、利害関係人の意見書提出、首長の意見照会という法にもとづく手続きを実施すること。
- 3、防衛省に対し、一部変更についての「住民説明会」の開催を求め、県としても「住民説明会」を開催すること。